

## 細菌性髄膜炎(髄膜炎菌性髄膜炎はのぞく)

## 感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について

## 36 細菌性髄膜炎(髄膜炎菌性髄膜炎はのぞく)

## (1) 定義

種々の細菌感染による髄膜の感染症である。

## (2) 臨床的特徴

発熱、頭痛、嘔吐を主な特徴とする。項部硬直、Kernig徴候、Brudzinski徴候などの髄膜刺激症状が見られることがあるが、新生児や乳児などではこれらの臨床症状が明らかではないことが多い。

## (3) 届出基準

## ア 患者(確定例)

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から細菌性髄膜炎が疑われ、かつ、(4)及び(5)により、細菌性髄膜炎患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

## イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検察した結果、症状や所見から、細菌性髄膜炎が疑われ、かつ、(4)により、細菌性髄膜炎により死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

## (4) 届出のために必要な臨床症状(2つすべてを満たすもの)

ア 発熱、頭痛、嘔吐を主な特徴とする

イ 項部硬直、Kernig徴候、Brudzinski徴候などの髄膜刺激症状

(※)いずれも新生児や乳児などでは臨床症状が明らかではないことが多い。

## (5) 届出のために必要な検査所見(2つすべてを満たすもの)

ア 髄液細胞数の増加(多核球優位であることが多い)

イ 髄液蛋白量の増加と糖の減少

届出票([PDF](#):171KB)

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。

Adobe Readerは無料で配布されています。

(次のアイコンをクリックしてください。)



(参考) 基幹定点医療機関(全国約500カ所の病床数300以上の医療機関)が届出

## 感染症発生動向調査（基幹定点）

調査期間 平成 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関名: \_\_\_\_\_

ID番号	性	年齢 (0歳は月齢)	疾病名*	病原体名称 (検査結果)	病原体検査	
					左記の結果を得た 病原体検査方法**	検体名
1			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
2			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
3			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
4			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
5			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
6			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
7			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
8			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
9			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	
10			1 2 3 4		1 2 3 4 5 6 7	

## \* 疾病名

- 1: 細菌性髄膜炎  
 2: 無菌性髄膜炎（真菌、結核菌、マイコプラズマ、リケッチア、クラミジア、原虫を含む）  
 3: マイコプラズマ肺炎  
 4: クラミジア肺炎（全数届出疾患のオウム病を除く）

## \*\* 病原体検査方法

- 1: 分離・同定    2: 抗原検出    3: 核酸検出(PCR・LAMP等)  
 4: 塗抹検鏡    5: 電顕    6: 抗体検出  
 7: その他

## &lt;記載上の注意&gt;

・細菌性髄膜炎および無菌性髄膜炎：病原体が判明している場合は、その病原体名（複数検出された場合は、主要なもののみ記載）、その結果を得た病原体検査方法（複数の場合は、最も根拠となった方法一つを選択）及びその検体名を記載。病原体が判明していない場合は、病原体名称欄に“検出せず”と記載してください（病原体検査欄の記載は不要）。

・マイコプラズマ肺炎：病原体検査診断が必須。病原体名称欄に *M. pneumoniae* と記載の上、病原体検査方法（1、6、7のいずれか。複数の場合は主要な一つを選択）及びその検体名を記載してください。

・クラミジア肺炎：病原体検査診断が必須。病原体名称欄に *C. pneumoniae*、*C. trachomatis* を記載の上、病原体検査方法（1、2、3、6、7のいずれか。複数の場合は主要な一つを選択）及びその検体名を記載してください。